

1. 件 名：北海道電力株式会社泊発電所の防災資機材の目的外使用について

2. 日 時：令和5年6月26日 17:40～18:40

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者（テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁 緊急事案対策室

川崎企画調整官、反町専門職、宮田専門職、酒井専門職

北海道電力株式会社

執行役員 原子力事業統括部 原子力部長 他24名

5. 要 旨

北海道電力株式会社から、6月23日の面談での原子力規制庁からのコメントを踏まえ、泊発電所原子力事業者防災業務計画に定める原子力防災資機材のうち、可搬型大容量海水送水ポンプ車等の目的外使用について、再説明があった。（資料1）

原子力規制庁から、前回の面談では予備台数に記載された台数を発電所外に持ち出すことを考えているとの説明だったが、今回の資料では「発電所外へ搬出可能な数量」と書かれており、説明が変わっていることについて指摘した。

北海道電力から、発電所外へ持ち出す台数は前回の面談と同じ予備台数のことであり、そのことが分かるよう資料を修正するとの回答があった。

原子力規制庁から、派遣要員について総数が記載されているが、発電所に必要な要員が残されることを説明するためには、当該ポンプ車を使用する者の人数で比較しないと説明にならない旨指摘した。

北海道電力から、資料を修正する旨の回答があった。

原子力規制庁から、防災業務計画の修正は次回の計画修正で対応することだが、今回目的外使用する防災資機材が原子力災害対策特別措置法第11条に定める維持管理の対象外であることを、防災業務計画を改定して早急に明確にする必要がある旨指摘した。また、こうした法令の解釈に係る記載が本日の資料にも記載されておらず、記載するよう指摘した。

北海道電力からコメントを踏まえて資料を修正する旨の回答があった。

6. その他

配布資料：

資料1 七飯発電所 灌漑放流設備の損傷に伴う灌漑用水放水停止への

対応について（北海道電力株式会社）